

令和6年度
貸し菜園（第2期）運営に係る
市営住宅敷地借受者公募要項

令和6年8月
川崎市まちづくり局住宅政策部市営住宅管理課

令和6年度貸し菜園（第2期）運営に係る市営住宅敷地借受者公募要項

1 趣旨

本市では、令和4年度に「資産マネジメント第3期実施方針」を策定し、総合的な資産活用ของกลุ่มを推進しており、同プランに基づき市営住宅跡地等の余剰敷地についても戦略的な活用を行うことが求められています。

本件は、市営住宅跡地等の余剰敷地を有効に活用するとともに、一般の市民にも敷地を開放することで公益性を高め、地域コミュニティを活性化することを目的とし、貸し菜園の運営ができる法人事業者に対して、プロポーザル方式による借受者の公募（以下、「本件公募」という）を実施するものです。

本件公募における貸し菜園とは、複数の者に、営利を目的としない作物を栽培させるため、土地を区分けして貸付ける事業のことをいいます。

なお、本件公募は第2期に係る公募です。（第1期：令和2年4月1日～令和7年3月31日）

2 一時貸付物件および使用許可可能な駐車場

(1) 一時貸付物件は次のとおりです。

住宅名 (所在地)	地目	貸付面積 (㎡)	事業内容
宮内市営住宅 (中原区宮内4丁目375の一部)	宅地	1,200 ㎡	貸し菜園

本物件の一時貸付契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定に基づく貸付け（賃貸借契約）です。借地借家法（平成3年法律第90号）の規定の適用はないものとします。

ただし、当該土地内に存する電話柱2本（矢口支RB7, 矢口支RB8）および支線1本（矢口支RB8を支える支線）の設置部分（物件現況図（28ページ以降）参照）は、貸付範囲から除きます。なお、支線については、空中を通る支線直下の土地も含めて貸付範囲外とします。

(2) 使用許可可能な駐車場

上記貸付物件とは別に、市営住宅敷地内の駐車場区画の使用を希望する場合、借受者は、地方自治法第238条の4第7項の規定に基づく、行政財産の使用許可の手続きを行う必要があります。

この場合の許可条件については、「行政財産使用許可許可条件」（27ページ）を参照してください。また、使用料は1区画あたり13,000円/月です。ただし、貸付期間中、市営住宅の駐車場使用料の改定に伴い、上記使用料の額を変更する場合があります。

駐車場を使用する場合、借受者の責任で使用する区画の清掃や不正駐車対策などの管理を行っていただく必要があります。その他条件の詳細については、「7市営住宅敷地内駐車場を利用する場合の条件」（6ページ）を参照してください。

※上記2(1)の物件内に駐車場を作ることはできません。

3 日程

本件公募の日程は、次のとおりです。

ただし、やむを得ない事情により変更することがあります。

【スケジュール】※土曜日、日曜日を除く。

項目	日程
公募要項の配布	令和6年8月19日（月）から9月6日（金）まで
応募申込期間	令和6年8月26日（月）から9月6日（金）まで
質疑書受付期間	令和6年9月9日（火）から9月13日（金）まで
質疑書回答	令和6年9月20日（金）
企画提案書類提出	令和6年9月9日24日（火）から9月27日（金）まで
借受予定者の決定	令和6年10月上旬
契約の締結	令和7年3月下旬
貸付開始（工事着工）	令和7年4月1日（火）
運営開始	令和7年4月中

4 応募者の資格要件

次の(1)～(9)に該当する方は、公募には参加できません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者
- (2) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中である者
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中である者
- (4) 国税又は川崎市税の未納がある者
- (5) 本要項に定める条件及び法令を遵守しない者。また、一時貸付物件において、貸付期間中継続して、貸し菜園を運営する資力、能力等を有しない者。ただし、貸し菜園の運営について、借受者が業務の一部を委託することを全面的に禁じ、全ての業務を借受者が直営で行うことを求めるものではありません。
- (6) 過去3か年において、貸し菜園事業の運営をした実績を有しない者。ただし、業務の一部を委託する場合においては、借受者又は委託先の事業者がそれらの実績を有していれば参加することができます。
- (7) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者
- (8) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反している事実がある者
- (9) 委託契約その他の契約を締結するに当たり、相手方が前2号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者

5 貸付契約の主な条件（前記2(1)に示す物件について）

(1) 貸付期間

貸付期間は、令和7年4月1日から令和14年3月31日までの7年間です。菜園に必要な設備の設置及び撤去にかかる期間は貸付期間に含めるものとします。

(2) 貸付料

貸付地の貸付料（年額）は、事業者の提案に基づき、決定するものとします。

貸付料は、市が発行する納入通知書により、毎年度当初、指定する期日までに納入していただく

きます。

なお、貸付料は固定額とし、出来高払い等による変動はないものとします。

(3) 一時貸付物件の用途指定

一時貸付物件は、前記 2 (1) に定める事業内容で営業、運営する用途（以下「指定用途」という。）に供さなければなりません。指定用途にはその運営に必要な工作物（建築物（建築基準法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する建築物をいう（以下同じ））を除く。）の設置を含みます。

また、後記 9 (4) エのチャレンジ提案（10 ページ）において、市が採用したものについては、その用途での使用を認めるものとします。

なお、工作物の設置について、一時貸付物件外の敷地が必要な場合は、市と協議の上、借受者は、地方自治法第 238 条の 4 第 7 項の規定に基づく、行政財産の使用許可の手続きを行う必要があります。

また、一時貸付物件内に自動販売機等の設置を希望する場合は、別途御相談ください。

(4) 禁止事項

一時貸付物件について、次の行為をすることはできません。ただし、書面により市の承諾を得ている場合はこの限りではありません。

ア 一時貸付物件を指定用途以外の用途に供すること。

イ 一時貸付物件に建築物を建築すること。（仮設トイレを含みます。）

ウ 一時貸付物件を指定用途以外の用途で第三者に転貸すること。

エ 本件賃借権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定すること。

オ 一時貸付物件において公序良俗に反する行為をすること。

(5) 実地調査等

前記 (3) 及び (4) の履行を確認するため、市が一時貸付物件の利用状況等についての実地調査を実施するとき又は関係資料の提出を求めたときは、借受者は必ず市に協力しなければなりません。

(6) 資料の提出等

ア 借受者は、事故、市および第三者の財産の破損、市が対応する必要があるトラブルが発生した際には、速やかに市に報告をするものとします。

イ 借受者は、毎年 1 回、貸し菜園の利用状況、管理運営状況等を記載した事業報告書を作成し、各年度終了後速やかに、市に提出するものとします。事業報告書のフォーマットは、借受者決定後、市と借受者とで協議の上決定するものとします。なお、市はこれを公表できるものとします。

ウ 借受者は、市の要請を受けた場合には、市営住宅入居者（以下「入居者」という。）及び近隣住民への説明会等に同席し、必要に応じて資料の作成及び説明を行うものとします。

エ 川崎市情報公開条例（平成 13 年川崎市条例第 1 号）に基づく開示請求又は市議会からの要請を受けた場合には、借受者は市に協力するよう努めるものとします。

オ 市が、債権の保全上必要があると認めるとき、又は指定用途以外の用途で第三者に一時貸付物件を転貸している疑いがある場合等において確認の必要があると認めるときは、市は借受者に対してその参考となるべき資料の提出又は報告を求めることができるものとします。

(7) 違約金

前記 (3) ～ (5) 又は (6) ア、イ、オの条件に違反した場合には、「貸付料（総額）」（各年度の貸付料（年額）の合計額（前記 2 (2) に示す駐車場および後記 6 (2) に示す行政財産使用許可による使用料は除きます。）の 100 分の 30 に相当する額を違約金として市に支払わなければなりません。

(8) 一時貸付物件の引渡しと返還

ア 一時貸付物件は、市、第１期借受者及び第２期借受者で土地の原状回復に関する協議を行い、その内容に応じた状態で貸付期間の初日に引渡します。

また、返還にあたっては、第２期借受者は第１期事業開始前の原状（更地）に回復しなければなりません。ただし、原状回復を不要とすることについて、書面により市の承諾を得ている物についてはこの限りではありません。

なお、菜園として利用するために運び入れた土に関しては、原状への回復は不要とします。ただし、土留め、暗渠等を設置した場合は当該土留め、暗渠等を撤去、原状回復し、撤去後に土留め等がなくても土砂が貸付地の外に流出しないように処置するものとします。また、地面に穴等を掘った場合は空洞が残らないように埋め戻すものとします。また、残渣を含むゴミ等を埋め残してはなりません。

また、一時貸付物件の引渡し後に借受者が埋設物の施工や工作物の設置を行った場合は、市の指示により、速やかに埋設物の施工、工作物の設置に関する図面、写真等の土地利用状況に関する書類を提出するものとします。

イ 市は、貸付期間の満了前に、貸付期間満了日以降の期間について、再び貸し菜園に係る借受者を公募する可能性があるものとします。その公募の結果、今回公募の借受者が次の期間も引き続き同じ一時貸付物件を使用できることが明らかになったときは、当該一時貸付物件を原状に回復することなく、引き続き使用することができます。

また、借受者が次の貸付期間における借受者（以下「次期借受者」という。）と異なる場合は、必要に応じて、次期借受者決定後、速やかに市、現借受者及び次期借受者と貸付物件の返還に向けて、当該一時貸付物件の原状回復に関する協議を行うものとします。

6 貸し菜園に関する条件

(1) 一時貸付物件における貸し菜園運営（以下「貸し菜園事業」という。）は、入居者及び近隣住民の迷惑とならないよう十分に注意するものとします。

(2) 一時貸付物件外の住宅敷地に案内看板等を設置する場合は、市と借受者とが協議して、設置場所、大きさ及び表示内容等を決定するものとします。また、借受者は、前記２(1)に示す一時貸付物件の貸付契約とは別に、地方自治法第２３８条の４第７項の規定に基づく、行政財産の使用許可（原則有償）の手続きを行う必要があります。この場合の許可条件については、「行政財産使用許可 許可条件」（２６ページ）を参照してください。

(3) 借受者は、貸し菜園のレイアウト、貸し菜園の利用者（以下「利用者」という。）へ貸し出す土地の範囲、盛り土の厚さおよび範囲、設備の設置場所等を明示した計画書を借受者決定後、速やかに市に提出し、市と協議するものとします。

なお、一時貸付物件内に存在する給水管、散水栓、水道メーター及び污水管、雨水管及びそれらの柵は撤去または変更を加えてはなりません。ただし、排水を柵に流す場合は、市と協議により決定するものとします。その他の工作物を撤去または変更する場合は、市と協議により決定するものとします。

また、一時貸付物件内の給水管、雨水管、污水管および雨水柵、污水柵は、借受者が維持管理するものとします。

なお、盛り土をする場合、一時貸付物件内の雨水柵、污水柵を土で覆ってはなりません。雨水柵、污水柵の位置は現地を確認してください。

(4) 借受者は、照明等の設置をする場合は、市と協議し、了解を得るものとします。

(5) 借受者は、貸し菜園にかかる経費を原則自ら負担するものとします。なお、構造的に直接負担

することができない場合は、市と借受者とが協議して、負担等を決定するものとします。

(6) 借受者は、事業に電気が必要な場合、直接電気事業者と契約するものとします。市営住宅、集会所等から電気を引くことは、原則認めないものとします。

(7) 借受者は、事業に水道が必要な場合、一時貸付物件内に存在する給水栓を使用し、直接川崎市上下水道局と契約するものとします。市営住宅、集会所等から水を引くことは、認めないものとします。

(8) 借受者は、一時貸付物件内において工事を行う場合は、工事内容及び期間等について、市と協議の上、実施するものとします。なお、工事は原則として9時から17時までの時間帯に限るものとします。貸付開始時の工事については、借受者決定後速やかに市と協議するものとします。

(9) 借受者決定後、借受者は、緊急連絡体制を市に届け出るものとします。

(10) 借受者は、事故等が発生した場合には、迅速かつ誠実に対応するものとします。

(11) 借受者は、市からの要請があった場合には、必要となる資料等の提供について協力するものとします。

(12) 借受者は、一時貸付物件に対して、定期的に現地訪問し、現地状況の把握及び管理を行うものとします。

また、借受者は、貸し菜園事業に利用する土地について、少なくとも月に1回清掃を行うものとします。

現地訪問および清掃の頻度の高さは、評価上の加点对象とします。また、台風等自然災害発生後の保守、清掃に関する配慮がある場合も、加点对象とします。

なお、貸付開始前に現地訪問及び維持管理についての計画書を市に提出するものとします。

(13) 借受者は、関連する法令を遵守するものとします。

(14) 借受者は、貸し菜園事業について、利用者、入居者及び近隣住民の安全、環境（臭気、騒音など）に十分配慮するものとします。

また、農薬、除草剤等を使用する場合は、市営住宅入居者及び近隣住民に影響を与えないように十分に配慮するものとします。

(15) 利用者や近隣住民からの苦情については、借受者が一切の責任を持って対応するものとし、市からの対応要請があった場合も同様とします。

(16) 借受者は、利用者から利用料金を徴収することができるものとします。利用料金は原則として近隣の同事業の料金体系と同程度に設定するものとします。ただし、借受者は、市と協議の上、利用料金を変更できるものとします。

7 市営住宅敷地内駐車場を利用する場合の条件（前記2(2)に示す物件）

(1) 前記2(2)に示す駐車場を利用する場合、以下の条件に加え、「行政財産使用許可 許可条件」（26 ページ）の条件を守する必要があります。（許可条件2では転貸を禁じていますが、駐車場区画を不特定の貸し菜園の利用者に利用させることは転貸には当たりません。借受者が特定の利用者や第三者と契約して駐車場区画を貸し出すことは、転貸となりますのでご注意ください）

(2) 許可期間は、令和7年4月1日から令和14年3月31日までの7年間です。

ただし、一回に許可できる期間は1年度以内であり、借受者は、使用期間満了の30日前までに使用許可の申請をする必要があります。また、利用区画数は市と協議の上、年度ごとに増減させることが可能なものとします。

(3) 使用料は、市が発行する納入通知書により、毎年度当初、指定する期日までに納入していただきます。使用料の額は前記2(2)のとおりですが、令和7年度以降、市営住宅の駐車場使用料の

改定に伴い、使用料の額を変更する場合があります。

- (4) 使用する駐車場区画は、借受者決定後に市と借受者とが協議して決定するものとします。

現時点における使用許可候補の区画を駐車場配置図（30 ページ）に示します。

※駐車場配置図に示す使用許可候補の区画は、あくまでも候補であり、付近の異なる区画に変更になる場合があります。

- (5) 次の各号に示す事項を禁止します。貸し菜園の利用者として駐車場を利用する者にも借受者が責任を持って周知し、守らせるものとします。

ア 危険物又は外の自動車の駐車に支障となる荷物等を積載して駐車場を使用すること。

イ 駐車場で洗車又はオイル交換等を行うこと。

ウ 団地内でみだりに騒音を発生させる等生活環境上支障となる行為をすること。

エ 他の自動車の駐車を妨げる行為又は管理上支障となる行為をすること。

オ 駐車場で火気を取り扱うこと。

カ その他の前各号に準ずる行為をすること。

- (6) 次の各号に示す事項を遵守することとします。貸し菜園の利用者として駐車場を利用する者にも借受者が責任を持って周知し、守らせるものとします。

ア 団地内では、徐行し安全運転をするとともに、事故を未然に防ぐよう努めてください。

イ その他駐車場を正常に使用できるように努めるものとします。

- (7) 利用する駐車場区画について、少なくとも月に1回清掃を行うものとします。

- (8) 貸し菜園関係者以外の車が利用しないよう、不正利用の防止に努めるものとします。前記(7)における駐車場区画の清掃および不正利用の防止策については、前記6(12)の現地訪問及び維持管理についての計画書に含めて市に提出するものとします。

- (9) 前記5(6)アに示す報告には、駐車場および駐車場の利用に関するトラブルの報告も含めるものとします。

8 応募の手続き等

- (1) 基本的な考え方

ア 本要項の内容に基づいて、貸し菜園の運営を行うことを条件に借受者を公募します。

イ 借受予定者の選定に当たっては、プロポーザル方式により、提案の内容及び応募者の経営基盤や実績といった事業主体としての適格性を総合的に審査し、最も優れた評価を得た応募者を借受予定者として決定し、契約をします。

- (2) 応募の手続き

ア 公募要項の配布：令和6年8月19日（月）から9月6日（金）まで

公募要項は、川崎市ホームページにおける貸付募集案内（令和6年度）において、ダウンロードできます。

また、市営住宅管理課（応募申込書類等提出先）においても配布します。

イ 応募申込期間：令和6年8月26日（月）から9月6日（金）まで

応募者は、応募申込書類を提出先に直接お持ちください。郵送による応募申込の受付は行っておりません。

また、申込前に、必ず貸付等対象物件と関係法令を確認してください。現地調査を行う場合は、事前に市営住宅管理課まで御連絡ください。

【応募申込書類一覧】

応募申込書類 の区分	必要書類	部数
1 表紙（鑑）	・ 応募申込書（様式 1：13 ページ参照） ※応募申込書に押印する印影について 応募申込みは、法人の資格で行っていただきます。したがって、印影も法務局にて発行される法人の印鑑証明書（2②参照）と同一であることが必要です。たとえ法人の代表者であっても、個人の印影（居住地の市区町村役場発行の「印鑑登録証明書」の印影）は無効となりますので御注意ください。 ※証明書等の書類について 下記により提出いただく「商業登記簿」、「印鑑証明書」、「納税証明書」は、<u>いずれも発行後 3 か月以内の原本を 1 部</u>と写しを指定部数提出していただきます。	原本 1 部
2 事業者の概要等	①商業登記簿（履歴事項全部証明書） ②印鑑証明書 ③川崎市暴力団排除条例に関する誓約書（様式 2：14 ページ参照） ※業務委託する場合、委託先業者についても提出ください。 ④事業者の概要 ・ 事業経歴 ・ 創立（創業）年月日 ・ 資本金（出資総額） ・ 事業内容（事業種目、取扱品目・サービス及び年間取扱高、事業所、所在地及び従業員数、主な取引先、貸し菜園の管理運営箇所数等）	原本 1 部
3 貸し菜園の運営実績（書式は自由）	①過去 3 か年間の官公庁と契約等締結した実績 ②過去 3 か年間の民間等と契約等締結した主な実績 ※①については、契約相手、契約期間、契約金額、運営内容等を記載すること。ただし、契約金額については、貸し菜園以外の事業を含む、複数の事業にまたがる契約金額である場合は、その旨を記載すること。また、相手先との関係により契約金額を公表できない場合はその旨を記載すること。 ②については、契約件数、契約期間、運営内容等について、可能な範囲で応募者の P R となる実績を記載すること。	1 部
4 財務諸表（有価証券報告書又は決算書）	・ 財務諸表（写し・直前決算 3 年間分） 損益計算書、貸借対照表、株主資本等変動計算書（利益処分計算書）について法人名を明記して提出	1 部

5 納税証明書	①国税の納税証明書 （その3の3「法人税」及び「消費税及び地方消費税」の未納税額のない証明用） ②川崎市税の納税証明書（川崎市内に本社又は事業所がある法人） ア 川崎市法人市民税 申込み時点において終了している事業年度のうち直近2年度分の納税証明書（未納がないこと）。 イ 固定資産税（償却資産を含む。） 令和4年度、令和5年度の納税証明書（未納がないこと）。	原本1部
提出期間	<u>令和6年8月26日（月）から9月6日（金）まで</u> 受付時間：午前9時から午後4時まで （正午から午後1時までを除く。）	
提出先	川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市まちづくり局住宅政策部市営住宅管理課 （川崎市役所新本庁舎18階） 電話 044-200-2951（直通）	

※一部業務を委託する場合について

貸し菜園の運営に関する業務の一部を委託する場合は、委託する業務内容を明記した書類（書式は自由）を1部提出してください。

また、委託予定先の事業者についても、前記「応募申込書類一覧」2③、3の書類を1部提出してください。

(3) 質疑書の受付：令和6年9月9日（火）から9月13日（金）まで

この要項に関する質疑は、質疑書（様式3：15ページ参照）により受け付けます。

質疑書を提出できる者は応募申込者に限り、提出方法については、FAX 又は E メールでお願いします。送信後は、電話で質疑書送信の旨を連絡してください。

質疑受付期間	<u>令和6年9月9日（火）から9月13日（金）まで</u> 受付時間午前9時から午後4時まで （正午から午後1時までを除く。）
提出先	川崎市まちづくり局住宅政策部市営住宅管理課 電話 044-200-2951（直通） FAX044-200-3970 E-メールアドレス 50zyukan@city.kawasaki.jp

(4) 質疑書に対する回答

令和6年9月20日（金）までに、Eメールにより全ての質疑書に対する回答を応募者全員に回答します。（質疑書提出者が特定されると思われる情報は公開いたしません。）

(5) 企画提案書類の提出：令和6年9月24日（火）から9月27日（金）まで

企画提案書類は提出先に直接お持ちください。郵送による提出は受け付けません。また、Eメールにより、データ（PDF形式）の提出も併せてお願いします。

なお、応募申込者から所定期間内に提出がない場合は、応募を辞退したものとみなします。

※企画提案書類を提出できる者は応募申込者に限ります。

提出書類	企画提案書類（詳細は9ページを参照）
提出期間	令和6年9月24日（火）から9月27日（金）まで 受付時間午前9時から午後4時まで （正午から午後1時までを除く。） ※提案内容の変更等は、上記の期間内に限り行うことができます。
提出先	川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市まちづくり局住宅政策部市営住宅管理課 （川崎市役所新本庁舎18階） 電話 044-200-2951（直通）
留意事項	①上記書類のほか、必要に応じて書類の提出を求めることがあります。 ②提出書類は、理由のいかんを問わず返却しません。 ③提出された書類は、今回の選考以外には使用しません。 ④応募に要する費用は、応募者の負担とします。

9 企画提案書類について

(1) 企画提案書類の構成

	名称	作成上の留意点	提出部数
1	企画提案書類（鑑）	様式4（16ページ参照）を使用 原本に実印を押印	原本1部
2	事業計画書	A4サイズ、片面、40枚以内で作成	1部
3	レイアウト図	A3サイズ	1部

(2) 事業計画書について

事業計画書の作成にあたり、次の項目は提案内容となっているので、必ず記載してください。

	項目	記載内容	備考
1	運営方針	貸し菜園運営の基本的な方針	本件公募の趣旨を踏まえた貸し菜園運営に関する基本的な考え方を記載すること。
2	貸付料	貸付料	貸付期間における合計額と年額をそれぞれ税抜で明記すること。
		収支計画（7年分）	収支計画は、貸付期間中の各年における年間利用数、年間売上高、諸経費および、設備投資のための初期投資額、撤去費等を記載すること。
3	菜園レイアウト、設備等仕様	利用者へ貸し出す土地の範囲等、貸付地のレイアウトおよび、農具、給水設備、手洗い場等設備の仕様	利用者へ貸し出す土地の範囲、盛り土の厚さおよび範囲、各種設備の設置場所、機能、設置数、寸法、特徴等を記載すること。
4	菜園の維持管理	設備等の維持管理、清掃等	現地の維持管理、貸付地の設備等の点検、維持管理、清掃等の頻度、内容などの考え方を記載すること。
		駐車場を利用する場合、駐車場の維持管理	駐車場の巡回等不正利用の防止策、清掃等の考え方を記載すること。
5	サービス内容	貸し菜園提供サービス	開園、閉園時間、農具等の貸し出し有無及び種類、職員の現地駐在計画（頻度、曜日、時間等）、現地

			に職員が駐在する場合の提供サービス等、貸し菜園に関するサービス内容の詳細を記載すること。
6	料金設定	貸し菜園の利用料金	利用可能な単位の面積、期間およびその料金を記載すること。
7	運営体制	組織体制図	業務の一部を委託する場合は、委託予定先も明記すること。
		トラブル・苦情処理体制	トラブル等に対応する体制や人員等を明記すること。
		説明会等の対応	市の要請に応じて、入居者や近隣住民への説明会等に迅速且つ適切に対応すること。
8	トラブル対応	トラブル対策	想定されるトラブルを明記し、その予防策、対応方法を記載すること。また、自然災害についても、その対応を盛り込むこと。
		安全対策	
		防犯対策	
9	環境配慮	菜園を含む設備の対応	環境配慮の視点に基づいた設備の導入、サービスの提供をすること。
10	利用方法	利用者から見た利用方法、契約内容	菜園の利用のために必要な手続き（会員登録など）について記載すること。また、借受者と利用者との間で結ぶ契約書の案を提出すること。
11	コミュニティ活性化	利用者、地域住民、入居者などの交流を促進する仕組み	利用者同士や、入居者および近隣住民が交流できる催しや仕組みについて記載すること。
12	設置工事	工事工程・内容	無理のない設計・工事内容とすること。また、安全確保を徹底すること。

(3) レイアウト図について

ア レイアウト図は、本要項中の物件現況図（28 ページ以降参照）を加工して作成することができます。

イ レイアウト図には、利用者に畑として貸し出しする範囲、盛り土の厚さ及び範囲、農具等の置き場所や各種設備の設置位置等を明記してください。

なお、一時貸付物件外の敷地を必要とする場合は、その場所及び面積をレイアウト図に示してください。

(4) 審査基準

ア 貸し菜園の運営にあたっては、入居者及び近隣住民の安心・安全を脅かさないよう十分配慮し、そのことを踏まえた提案をしてください。

イ 利用者同士や、入居者及び近隣住民が交流できる催しや仕組みを提案してください。

ウ 菜園及び各種設備のレイアウト、工作物の設置場所等について、当該団地の特性や地域性に合わせた提案をしてください。

エ チャレンジ提案

チャレンジ提案とは、市営住宅の魅力を高める提案、入居者の利便性向上に資する提案、または市の施策の取組に資するものであり、市営住宅余剰敷地への導入に適する提案等に対して評価するものです。必須ではありませんが、皆様からの意欲ある提案をお待ちしています。

なお、チャレンジ提案は、事業計画書に新たな項目として追記し、チャレンジ提案である旨

を明示してください。

	審査項目	比重
1	事業趣旨の理解度	5 %
2	借受者の適格性	10%
3	事業計画の適切性	45%
4	見積り金額及び収支計画の妥当性	30%
5	チャレンジ提案	10%

10 借受予定者の選定等

(1) 借受予定者の選定方法

市において企画内容や実施能力等を審査し、総合的に判断の上、応募者の中から借受予定者及び次点者を決定します。（評価内容により次点者を定めないことがあります。）

(2) 審査の実施

提出書類の内容に基づき市が審査を実施します。

なお、企画提案書類の内容について、市から質問する場合があります。その場合は、速やかに書面で回答してください。

(3) 審査項目

事業主体の適格性、事業計画の妥当性、借受条件の優位性について審査します。

(4) 失格要件

次の失格要件に該当すると認められる場合は、審査の上、失格とします。

ア 本要項の定める応募資格要件を満たしていない場合

イ 企画提案書類が、本要項の示す要件を満たしていない場合

ウ 企画提案書類に虚偽の記載があることが判明した場合

(5) 借受予定者の決定時期並びに審査結果の通知及び公表

借受予定者は、令和 6 年 10 月上旬に決定する予定です。審査結果は応募者全員に文書で通知しますが、審査結果や内容に関するお問い合わせには応じられません。

なお、決定した借受予定者等については公表する予定です。

(6) 借受予定者の決定の取消し

次の場合には、借受予定者としての決定を取り消します。

ア 借受予定者の決定から契約締結までの間に、借受予定者について資金事情の変化等により貸し菜園の運営実施の履行が確実でないと市が判断した場合

イ 著しく社会的信用を失墜する等により、借受予定者として相応しくないと市が判断した場合

ウ 借受予定者が本要項に定める応募者の資格要件に適合しなくなった場合

11 契約締結（前記 2 (1) の物件について）

(1) 契約の締結

市と借受予定者は令和 7 年 3 月下旬以降に契約を締結します。契約書（案）及び特記仕様書（案）は、17 ページから 25 ページまでです。借受予定者の企画提案書類の内容を反映させる目的で、契約締結にあたり契約書（案）及び特記仕様書（案）の補正等を行う場合があります。

本件契約に貼付する収入印紙及び本件契約締結に関して必要な費用は、借受者の負担です。

なお、借受予定者が本件契約を締結しない場合、借受予定者としての決定は無効となります。
また、川崎市契約規則第2条に基づき、今後3年間、川崎市の一般競争入札に参加することができなくなることがあります。

(2) 契約保証金

ア 本件契約締結日までに契約保証金として、貸付料（月額）（前記2(2)に示す駐車場および前記6(2)に示す行政財産使用許可による使用料はのぞきます）の13か月分相当の額に貸付地の原状回復に係る費用等の概算額を加えた額と比して、契約上の義務の履行を確保するために十分な額を納入していただきます。（「原状回復に係る費用等の概算額」は、借受者決定後、契約までに具体的な金額を決定する予定です）

イ 契約保証金は本件契約期間が満了したとき、貸付物件の原状回復を確認後、借受者の請求に基づき利息を付さずに返還します。

ウ 借受者が本件契約上の義務を履行しないときは、市は本件契約を解除し、納付された契約保証金は市に帰属することになります。

12 行政財産使用許可

(1) 許可手続き

前記2(2)に示す駐車場を使用する場合および前記6(2)に示す行政財産使用許可を受ける場合は、令和7年3月下旬以降に借受予定者から市に申請を行います。行政財産使用許可条件及び駐車場使用に関する許可条件（案）は、26ページから27ページまでです。なお、借受予定者の企画提案書類の内容を反映させる目的で、駐車場使用に関する許可条件（案）の修正等を行う場合があります。

13 その他

(1) 事情により予告なく公募を取り止める場合があります。

(2) 公募開始から提案書受付期間となる令和6年8月26日（月）から9月6日（金）までの間であれば、現地訪問による確認が可能です。ただし、現地訪問の際は事前に、下記(6)に記載の連絡先まで御連絡ください。

(3) 本要項に定めるもののほか、地方自治法、地方自治法施行令、川崎市財産規則（昭和39年川崎市規則第33号）、川崎市契約規則、その他関係法令等の定めるところによります。

(4) 「資産マネジメント第3期実施方針」については、財政局資産管理部資産運用課ホームページを御覧下さい。

<https://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000056256.html>

(5) 菜園に設置する自家広告物や掲出物件の設置については、川崎市屋外広告物条例を所管する建設緑政局道路管理部路政課との事前協議をお願いします。また、当該広告物等が公道上を占用する場合は、道路占用許可が必要となりますので、同様に路政課との事前協議をお願いします。

詳しくは建設緑政局道路管理部路政課ホームページを御覧ください。

<https://www.city.kawasaki.jp/530/soshiki/10-4-1-0-0.html>

(6) 本要項に関する問い合わせ先は、次のとおりです。

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市まちづくり局住宅政策部市営住宅管理課（川崎市役所新本庁舎18階）

電話 044-200-2951（直通）

(様式 1)

受付番号

令和 年 月 日

応募申込書

川崎市長 宛

「令和 6 年度 貸し菜園（第 2 期）運営に係る市営住宅敷地借受者公募要項」に記載された内容を全て承知し、応募の申込みをします。

なお、同要項 4 「応募者の資格要件」を満たしていることを誓約します。

所 在 地

法人名・

代表者名

(事務担当責任者)

所属・職名

担当者名

連絡先住所

電 話

FAX

E メールアドレス

実印

切 り 取 り 線

令和 年 月 日

応募申込受付書

所 在 地

法人名・

代表者名

「令和 6 年度 貸し菜園（第 2 期）運営に係る市営住宅敷地借受者公募要項」に基づく応募申込を受け付けました。

応募者に関する書類を提出する際は、この受付書を一緒に御提出ください。

川崎市まちづくり局住宅政策部市営住宅管理課

(様式2)

川崎市暴力団排除条例に関する誓約書

令和 年 月 日

(申込日としてください)

川崎市長 宛

私（当法人及び当法人役員等）は、川崎市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は同条例7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないことを誓約します。

また、上記の者でないことを確認するため、川崎市が本様式に記載された全ての者の個人情報を神奈川県警察本部に照会することについて同意します。

団体名
代表者氏名

実印

参加申込時点の役員

役職名	(カナ) 氏名	生年月日 (和暦)	性別	住所
代表者				

※ 上記は、法人その他の団体（以下「法人等」という。）であって業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人等に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者としします。

(様式3)

令和 年 月 日

質 疑 書

川崎市長 宛

提出者 所 在

法人名・
代表者名

「令和6年度 貸し菜園（第2期）運営に係る市営住宅敷地借受者公募要項」に関する質疑書を次の内容により提出します。

No.	ページ	項 目 名	質 疑 内 容
(例)	P〇	6 市民菜園の〇 〇条件	利用料金の設定は、・・・等

(事務担当責任者)

所属・職名

担当者名

電 話

F A X

E メールアドレス

(様式4)

令和 年 月 日

企画提案書類

川崎市長 宛

所 在

法人名・
代表者名

実印

「令和6年度 貸し菜園（第2期）運営に係る市営住宅敷地借受者公募要項」による、企画提案書類を提出します。

（事務担当責任者）

所属・職名

担当者名

電 話

F A X

E メールアドレス



市有財産（土地）一時貸付契約書（案）

川崎市を貸付者、（借受者）を借受者とし、「令和6年度貸し菜園（第2期）運営に係る市営住宅敷地借受者公募要項」（以下「本要項」という。）に基づき、貸付者と借受者との間において、次の条項により、有償一時貸付契約を締結する。

本契約における貸し菜園とは、複数の者に、営利を目的としない作物を栽培させるため、土地を区分けして貸付ける事業のことをいう。

なお、本件契約は、借地借家法（平成3年法律第90号）の適用はないものとする。

（一時貸付物件）

第1条 一時貸付物件は、次のとおりとする。ただし、当該土地内に存する電話柱2本（矢口支RB7、矢口支RB8）および支線1本（矢口支RB8を支える支線）の設置部分は、貸付範囲からのぞく。なお、支線については、空中を通る支線直下の土地も含めて貸付範囲外とする。

住宅名 （所在地）	地目	貸付面積 （㎡）	事業内容
宮内市営住宅 （川崎市中原区宮内4丁目375番の一部）	宅地	1,200 ㎡	貸し菜園

（貸付期間）

第2条 貸付期間は、令和7年4月1日から令和14年3月31日までとする。ただし、貸付者の事情により貸付期間の延長が必要になった場合は、貸付者と借受者とが協議して、貸付期間を延長することができる。この場合、貸付者は貸付期間終了の6か月前までに借受者に申し入れるものとし、延長期間は貸付者と借受者とが協議して定める。

2 借受者が、事業に関する設備等を設置し、または撤去する際に要する期間は、前項の貸付期間に含めるものとする。

（一時貸付物件の用途等）

第3条 借受者は、一時貸付物件を貸付期間中継続して、第1条に定める事業内容で営業・運営（以下「貸し菜園事業」という。）するものとする。

2 借受者は、一時貸付物件を「貸し菜園事業」の用途（以下「指定用途」という。）に使用しなければならない。ただし、書面により貸付者の承諾を得ている場合はこの限りではない。

3 借受者は、一時貸付物件を指定用途に使用するための設計、整備、運営、維持管理及び修繕に係る費用を負担しなければならない。

4 借受者は、別紙の「特記仕様書」に従い、一時貸付物件を指定用途に使用しなければならない。

（貸付料）

第4条 貸付料（年額）は、金〇〇〇、〇〇〇円とする。

2 借受者は、前項に規定する貸付料（年額）を次表に基づき、貸付者が発行する納入通知書により納入しなければならない。ただし、同表に定める納入期限が金融機関の休日に当たるときは、次の営業日までとする。

期 間		貸付料	納入期限
令和7年度	令和7年4月1日～ 令和8年3月31日	〇〇〇, 〇〇〇円	令和7年4月30日
令和8年度	令和8年4月1日～ 令和9年3月31日	〇〇〇, 〇〇〇円	令和8年4月30日
令和9年度	令和9年4月1日～ 令和10年3月31日	〇〇〇, 〇〇〇円	令和9年4月30日
令和10年度	令和10年4月1日～ 令和11年3月31日	〇〇〇, 〇〇〇円	令和10年4月30日
令和11年度	令和11年4月1日～ 令和12年3月31日	〇〇〇, 〇〇〇円	令和11年4月30日
令和12年度	令和12年4月1日～ 令和13年3月31日	〇〇〇, 〇〇〇円	令和12年4月30日
令和13年度	令和13年4月1日～ 令和14年3月31日	〇〇〇, 〇〇〇円	令和13年4月30日
総 額	(各年度の貸付料 の合計)	〇, 〇〇〇, 〇〇〇円	

3 貸付者は、第19条第1項各号（第7号を除く。）に掲げる事由により本件契約を解除したときは、既納の貸付料を返還しない。

（貸付料の改定）

第5条 貸付者及び借受者は、一時貸付物件につき特別の費用を負担することになったときその他正当な理由があると認めるときは、相手方に対して貸付料の増減額を請求することができる。

2 貸付者又は借受者が前項の規定に基づき、相手方に対して貸付料の増減額を請求したときは、貸付者と借受者とが協議してその額を決定する。

（貸付料の延滞料）

第6条 借受者は、第4条第2項に規定する納入期限までに貸付料を納入しないときは、当該納入期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、その納入しない貸付料に年14.5パーセントの割合で計算した金額（100円未満の端数があるとき、又は当該金額が500円未満であるときは、その端数金額又は当該金額を切り捨てる。）を延滞料として、貸付者の発行する納付書により、貸付者に納付しなければならない。

（充当）

第7条 貸付者は、借受者が支払うべき料金の未払い等の債務不履行があった場合、借受者が納入した金額をその名目いかんにかかわらず、なんら催告なしに、第6条に規定する貸付料未納による延滞料、第8条第2項に規定する契約保証金の増額分の未納、第4条に規定する貸付料の未納の順で当該債務不履行の弁済に充当する。

【メモ】第8条中「原状回復に係る費用等の概算額」は、借受者決定後、契約までに具体的な金額に置き換える予定です。

(契約保証金)

第8条 借受者は、本件契約の締結と同時に、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の16に規定する契約保証金（以下「契約保証金」という。）として金（貸付料（月額）の13か月分相当の額に貸付地の原状回復に係る費用等の概算額を加えた額）円を、川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第32条の規定により、貸付者に納入しなければならない。

- 2 第5条の規定により貸付料が増額された場合の契約保証金は、増額後の貸付料（月額）の13か月分相当の額に貸付地の原状回復に係る費用等の概算額を加えた額を下回らないように、貸付料の増額の日から改定されるものとし、借受者は、増額後の契約保証金の額と従前の契約保証金の額との差額を、貸付者の発行する納付書により、当該増額の日から30日以内に貸付者に納入しなければならない。ただし、変更後の貸付料（総額）の増額が既結契約における貸付料（総額）の3割に満たないとき、又は特別の事由がある場合は、この限りでない。
- 3 貸付者が、第19条第1項各号（第7号を除く。）に掲げる事由により本件契約を解除したとき、又は借受者が第20条第1項の義務を履行しないときは、契約保証金は貸付者に帰属する。
- 4 貸付者は、本件契約の終了後、借受者の第20条第1項に規定する義務の履行（ただし書を適用する場合を含む。）を確認したときは、借受者の請求により遅滞なく納入されている契約保証金を借受者に返還する。ただし、第3項の規定により契約保証金が貸付者に帰属したときは、この限りではない。
- 5 前項の契約保証金には、利息を付さない。
- 6 借受者は、貸付者に対する契約保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又は質権、譲渡担保その他いかなる方法によっても契約保証金の返還請求権に担保を設定してはならない。

(一時貸付物件の引渡し)

第9条 貸付者は、貸付期間の初日に、一時貸付物件を現況有姿の状態で借受者に引き渡す。

- 2 前項の引渡しは、貸付者と借受者の立会いの上で行うものとする。
- 3 一時貸付物件の引渡し後に借受者が埋設物の施工や工作物の設置を行った場合は、貸付者の指示により、速やかに埋設物の施工、工作物の設置に関する図面、写真等の土地利用状況に関する書類を提出するものとする。

(かし担保責任)

第10条 借受者は、本件契約の締結後、一時貸付物件に数量の不足その他隠れたかしのあることを発見しても、貸付料の減免、損害賠償その他の請求をすることができない。

(禁止事項)

第11条 借受者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、書面により貸付者の承諾を得ている場合はこの限りではない。

- (1) 一時貸付物件を指定用途以外の用途に供すること。
- (2) 一時貸付物件に建築物（建築基準法第2条第1項第1号に規定する建築物をいう（以下同じ））を建築すること。（仮設トイレを含む。）

- (3) 一時貸付物件を指定用途以外の用途で第三者に転貸すること。
- (4) 本件賃借権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定すること。
- (5) 一時貸付物件において公序良俗に反する行為をすること。

(修繕義務等)

第12条 貸付者は、一時貸付物件の修繕義務を負担しないものとし、当該一時貸付物件について維持、保存、改良その他の行為をするため支出する経費は、すべて借受者の負担とする。

(滅失又は毀損の通知)

第13条 借受者は、一時貸付物件の全部又は一部が滅失し、又は毀損した場合には、直ちに貸付者にその状況を通知しなければならない。

(滅失又は毀損の原状回復)

第14条 借受者の責めに帰する事由により一時貸付物件を滅失し、又は毀損したときは、借受者の責任において原状に回復しなければならない。

(保全義務等)

第15条 借受者は、善良なる管理者としての注意をもって一時貸付物件の維持保全に努めなければならない。

- 2 借受者は、前項の規定に従い一時貸付物件を使用し、土壌の汚染等により原状回復が困難となるような使用をしてはならない。

(実地調査等)

第16条 貸付者は、本件契約に定める債権の保全上必要があると認められるとき、又は指定用途に関する履行状況を確認する必要があると認めるときは、借受者に対し、その事業若しくは資産、経営状況に関して質問し、帳簿、書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

- 2 借受者は、貸付者から前項の規定に基づく請求があったときは、正当な理由なくその請求を拒み、妨げ又は忌避してはならない。この場合において、借受者は、直ちに貸付者に対して同項に規定する報告、資料の提出等をしなければならない。

(資料の提出等)

第17条 借受者は、事故、市および第三者の財産の破損、市が対応する必要があるトラブルが発生した際には、速やかに市に報告をするものとする。

- 2 借受者は、貸し菜園の利用状況、管理運営状況等を記載した事業報告書を作成し、各年度終了後速やかに、貸付者に提出するものとする。なお、貸付者は、この事業報告書を公表することができる。
- 3 借受者は、貸付者から要請があったときは、市営住宅の入居者及び近隣住民への説明会等に同席し、必要に応じて資料の作成及び説明をしなければならない。
- 4 借受者は、川崎市情報公開条例に基づく開示請求又は市議会からの要請を受けた場合は、貸付者に協力するよう努めなければならない。

(違約金)

第18条 借受者は、第2条に規定する貸付期間中に、第3条、第11条、第16条又は前条第1項若しくは第2項に定める義務に違反したときは、第4条第2項に規定する貸付料（総額）の100分の30に相当する額（円未満切捨て）を違約金として貸付者に支払わなければならない。

- 2 前項の違約金は、次条第2項又は第21条に規定する損害賠償の予定又はその一部と

解釈しない。

(契約の解除)

第19条 貸付者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本件契約を解除することができる。

- (1) 借受者が支払期限後3か月以上貸付料の支払いを怠ったとき。
 - (2) 借受者が第11条に定める禁止事項に違反したとき。
 - (3) 借受者が本件契約に定める義務を履行しないとき。
 - (4) 借受者の事業内容、資力、信用状態等の重要な事項に関して、虚偽があったとき。
 - (5) 借受者が、破産、会社更生、民事再生、清算又は特別清算その他倒産法制上の手続について、借受者の取締役会でその申立てを決議したとき、又は第三者（借受者の取締役を含む。）によって、その申立てがなされたとき。
 - (6) 借受者の発行する手形又は小切手が不渡りとなったとき。
 - (7) 貸付者において、公用又は公共用に供するため一時貸付物件を必要とするとき。
 - (8) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であるとき。
 - (9) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反している事実があるとき。
 - (10) 委託契約その他の契約を締結するに当たり、相手方が前2号のいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結しているとき。
 - (11) 第8号又は第9号のいずれかに該当する者を委託契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）において、貸付者が借受者に対して当該契約の解除を求め、借受者がこれに従わなかったとき。
- 2 借受者は、貸付者の解除権の行使に伴い、第8条第3項の規定により貸付者に帰属する契約保証金の額を超えて貸付者に損害があるときは、その損害を賠償しなければならない。
- 3 貸付者は、解除権を行使したときは、借受者の負担した契約の費用は償還しない。
- 4 貸付者は、解除権を行使したときは、借受者の支払った違約金及び一時貸付物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。
- 5 借受者は、貸付者の解除権の行使に伴い発生した損失について、貸付者にその補償を請求することはできない。
- 6 第3項から前項までの規定は、第1項第7号に該当する場合は適用しないものとする。

(一時貸付物件の返還)

第20条 返還にあたり、借受者は、次の各号に規定する期日までに一時貸付物件を引渡し時点の原状に回復しなければならない。ただし、原状回復を不要とすることについて、書面により貸付者の承諾を得ている物についてはこの限りではない。

なお、菜園として利用するために運び入れた土に関しては、原状への回復はしなくても良いものとする。ただし、土留め等を設置している場合はそれを撤去し、さらに、土留め等がなくても土が貸付地の外に流れ出ないように処置を施すものとする。また、地面に穴等を掘った場合は空洞が残らないように埋め戻すものとする。また、残渣を

含むゴミ等を埋め残してはならない。

ただし、貸付期間の満了前に、次の貸付期間も引き続き同じ一時貸付物件を使用することができることが明らかになったときは、当該一時貸付物件を原状に回復することなく、引き続き使用することができる。

(1) 貸付期間の満了による場合は、貸付期間の満了日。

(2) 貸付者が前条の規定により本件契約を解除した場合は、貸付者の指定する期日。

ただし、第19条第1項第7号の事由により本件契約を解除した場合は、貸付者と借受者として協議の上決定する期日とする。また、第19条第1項第7号の事由により本件契約を解除した場合は、原状回復の内容および方法についても、貸付者と借受者として協議の上決定するものとする。

2 前項の規定による返還は、貸付者と借受者の立会いの上で行うものとする。

3 貸付者は、借受者が第1項に定める義務を履行しないとき、貸付者においてこれを執行することができるものとする。この場合において、借受者は、第8条第3項の規定により貸付者の帰属とする契約保証金の額を超えて貸付者に費用が生じるときは、その超えた費用を貸付者に支払わなければならない。

4 借受者が次の貸付期間における借受者（以下「次期借受者」という。）と異なる場合は、必要に応じて、次の貸付期間の契約締結後速やかに貸付者、借受者及び次期借受者の三者の間で、貸付物件の返還に向けて、当該一時貸付物件の原状回復に関する協議を行うものとする。

(損害賠償)

第21条 借受者は、その責めに帰する事由により一時貸付物件の全部又は一部を滅失し、又は毀損した場合、第14条の規定により当該物件を原状に回復する義務を負うが、原状回復が不可能な場合、当該滅失又は毀損による当該物件の損害に相当する金額を損害賠償として貸付者に支払わなければならない。

2 前項に掲げる場合のほか、借受者は本件契約に定める義務を履行しないため貸付者に損害を与えたときは、その損害に相当する金額が第8条第1項に規定する納入済の契約保証金の額を上回った場合について、その上回った額を損害賠償として貸付者に支払わなければならない。

3 貸付者が、第19条第1項第7号の事由により本件契約を解除した場合において、借受者に損失が生じたときは、借受者は貸付者にその補償を請求できるものとする。

(有益費等の請求権の放棄)

第22条 借受者は、貸付期間が満了した場合において、一時貸付物件に投じた改良費等の有益費、修繕費等の必要費その他の費用があっても、これを貸付者に請求し得ないものとする。

(不当介入の排除)

第23条 借受者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等からの不当介入を受けた場合は、遅滞なく貸付者に報告するとともに、所管の警察署に通報し、捜査上必要な協力をしなければならない。

(契約の費用)

第24条 本件契約の締結に要する費用は、借受者の負担とする。

(住所等の変更の届出)

第25条 借受者は、その所在地又は名称に変更があったときは、速やかに貸付者に届

け出るものとする。

(近隣住民等への配慮)

第26条 借受者は、第9条の規定による一時貸付物件の引渡しを受けた以後においては、善良な管理者の注意義務を持って一時貸付物件を管理し、近隣住民その他第三者との間で紛争が生じないよう配慮しなければならない。

2 借受者は、一時貸付物件に関する工事、維持管理等に伴い第三者からの苦情、その他紛争が生じたときは、その費用を負担し、自らの責任において解決しなければならない。

(トラブル等への対応)

第27条 借受者は、貸し菜園事業により発生するトラブル、苦情等については、一切の責任を持って解決する。

(信義誠実の義務)

第28条 貸付者及び借受者は、信義を重んじ、誠実に本件契約を履行しなければならない。

(疑義の決定)

第29条 本件契約及び本要項に関し疑義のあるとき又は定めのない事項については、川崎市契約規則等によるほか貸付者と借受者とが協議して決定する。

(合意管轄)

第30条 本件契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本件契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、貸付者及び借受者がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

貸付者 川崎市

川崎市長 福田 紀彦

借受者 住 所

氏 名

特記仕様書（案）

- 1 一時貸付物件における貸し菜園運営（以下「貸し菜園事業」という。）は、市営住宅の入居者（以下「入居者」という）及び近隣住民の迷惑とならないよう十分に注意するものとする。
- 2 一時貸付物件外の住宅敷地に案内看板等を設置する場合は、貸付者と借受者とは協議して、設置場所、大きさ及び表示内容等を決定するものとする。また、借受者は、本貸付契約とは別に、地方自治法第238条の4第7項の規定に基づく、行政財産の使用許可（原則有償）の手続きを行う必要がある。
- 3 借受者は、貸し菜園のレイアウト、貸し菜園の利用者（以下「利用者」という）へ貸し出す土地の範囲、盛り土の厚さおよび範囲、設備の設置場所等を明示した計画書を借受者決定後、速やかに貸付者に提出し、貸付者と協議するものとする。

なお、一時貸付物件内に存在する給水管、散水栓、水道メーター及び污水管、雨水管及びそれらの柵は撤去または変更を加えてはならないものとする。ただし、排水を柵に流す場合は、貸付者と協議により決定するものとする。その他の工作物を撤去または変更する場合は、貸付者と協議により決定するものとする。

また、一時貸付物件内の給水管、雨水管、污水管および雨水柵、污水柵は、借受者が維持管理するものとする。

なお、盛り土をする場合、一次貸付物件内の雨水柵、污水柵を土で覆ってはならないものとする。
- 4 借受者は、照明等の設置をする場合は、貸付者と協議し、了解を得るものとする。
- 5 借受者は、貸し菜園にかかる経費を原則自ら負担するものとする。なお、構造的に直接負担することができない場合は、貸付者と借受者とは協議して、負担等を決定するものとする。
- 6 借受者は、事業に電気が必要な場合、直接電気事業者と契約するものとする。市営住宅、集会所等から電気を引くことは、原則認めないものとする。
- 7 借受者は、事業に水道が必要な場合、一時貸付物件内に存在する給水栓を使用し、直接川崎市上下水道局と契約するものとする。市営住宅、集会所等から水を引くことは、認めないものとする。
- 8 借受者は、一時貸付物件内において工事を行う場合は、工事内容及び期間等について、貸付者と協議の上、実施するものとする。なお、工事は原則として9時から17時までの時間帯に限るものとする。貸付開始時の工事については、借受者決定後速やかに貸付者と協議するものとする。
- 9 借受者決定後、借受者は、緊急連絡体制を貸付者に届け出るものとする。

- 10 借受者は、事故等が発生した場合には、迅速かつ誠実に対応するものとする。
- 11 借受者は、貸付者からの要請があった場合には、必要となる資料等の提供について協力するものとする。
- 12 借受者は、一時貸付物件に対して、定期的に現地訪問し、現地状況の把握及び管理を行うものとする。
また、借受者は、貸し菜園事業に利用する土地について、少なくとも月に1回清掃を行うものとする。
なお、貸付開始前に現地訪問及び維持管理についての計画書を貸付者に提出するものとする。
- 13 借受者は、関連する法令を遵守するものとする。
- 14 借受者は、貸し菜園事業について利用者、入居者及び近隣住民の安全、環境（臭気、騒音など）に十分配慮するものとする。
また、農薬、除草剤等を使用する場合は、市営住宅住人および近隣住人に影響を与えないように十分に配慮するものとする。
- 15 利用者や近隣住民からの苦情については、借受者が一切の責任を持って対応するものとし、貸付者からの対応要請があった場合も同様とする。
- 16 借受者は、利用者から利用料金を徴収することができるものとする。利用料金は原則として近隣の同事業の料金体系と同程度に設定するものとする。ただし、借受者は、貸付者と協議の上、利用料金を変更できるものとする。

行政財産使用許可 許可条件

- 1 財産を使用目的以外に使用してはならない。
- 2 財産を使用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。
- 3 財産の原状を変更し、又は財産に工作物等を設置してはならない。ただし、市が書面によりこれを承認したときはこの限りでない。
- 4 財産を使用するための必要費、財産に投じた有益費その他の費用を市に請求することはできない。
- 5 使用者の責に帰すべき事由により財産の全部又は一部を滅失若しくは毀損した場合は、原状に回復し、又はその損害を賠償する義務を負う。
- 6 財産の使用に伴い市に損害を与えた場合は、その損害を賠償する義務を負う。
- 7 財産の使用について、市が実地に調査し、資料の提出若しくは報告を求め、又は財産の維持管理のために必要な指示をしたときは、これに応じなければならない。
- 8 許可期間が満了したとき又は許可を取り消されたときは、すみやかに財産を原状に回復して返還しなければならない。ただし、市が書面によりこれを承認したときはこの限りでない。
- 9 次のいずれかに該当するときは、市は許可を取り消すものとする。市は、許可の取消しによって使用者に生じた損失を補償しない。
 - (1) 公用又は公共用に供するため、財産を使用する必要が生じたとき。
 - (2) 使用者に許可条件に違反する事実があると認められるとき。
 - (3) 許可申請書の内容に虚偽があることが判明したとき。
 - (4) 使用者が暴力団等であることが判明したとき。
- 10 使用許可の更新を受けようとする場合は、許可期間満了の 30 日前までに申請をしなければならない。
- 11 住所又は氏名を変更したときは、すみやかにその旨を届け出なければならない。
- 12 財産の附帯設備等の使用に伴う光熱水費等（相当額）を負担しなければならない。
- 13 既納の使用料は還付しない。ただし、9（1）に該当する場合は除く。
- 14 許可期間中に消費税率等が変更になった場合は、当該税率等が適用される日以後の使用料を変更する。

駐車場使用に関する許可条件（案）

- 1 次の各号に示す事項を禁止する。貸し菜園の利用者として駐車場を利用する者にも申請者が責任を持って周知し、守らせるものとする。
 - （１）危険物又は外の自動車の駐車に支障となる荷物等を積載して駐車場を使用すること。
 - （２）駐車場内で洗車又はオイル交換等を行うこと。
 - （３）団地内でみだりに騒音を発生させる等生活環境上支障となる行為をすること。
 - （４）他の自動車の駐車を妨げる行為又は管理上支障となる行為をすること。
 - （５）駐車場内で火気を取り扱うこと。
 - （６）その他の前各号に準ずる行為をすること。
- 2 次の各号に示す事項を遵守することとする。貸し菜園の利用者として駐車場を利用する者にも申請者が責任を持って周知し、守らせるものとする。
 - （１）団地内では、徐行し安全運転をするとともに、事故を未然に防ぐよう努めること。
 - （２）その他駐車を正常に使用できるように努めること。
- 3 利用する駐車場区画について、少なくとも月に１回清掃を行うものとする。
- 4 貸し菜園関係者以外の車が利用しないよう、不正利用の防止に努めるものとする。
- 5 駐車場に関する事故、市および第三者の財産の破損、市が対応する必要があるトラブルが発生した際には、速やかに市に報告をするものとする。

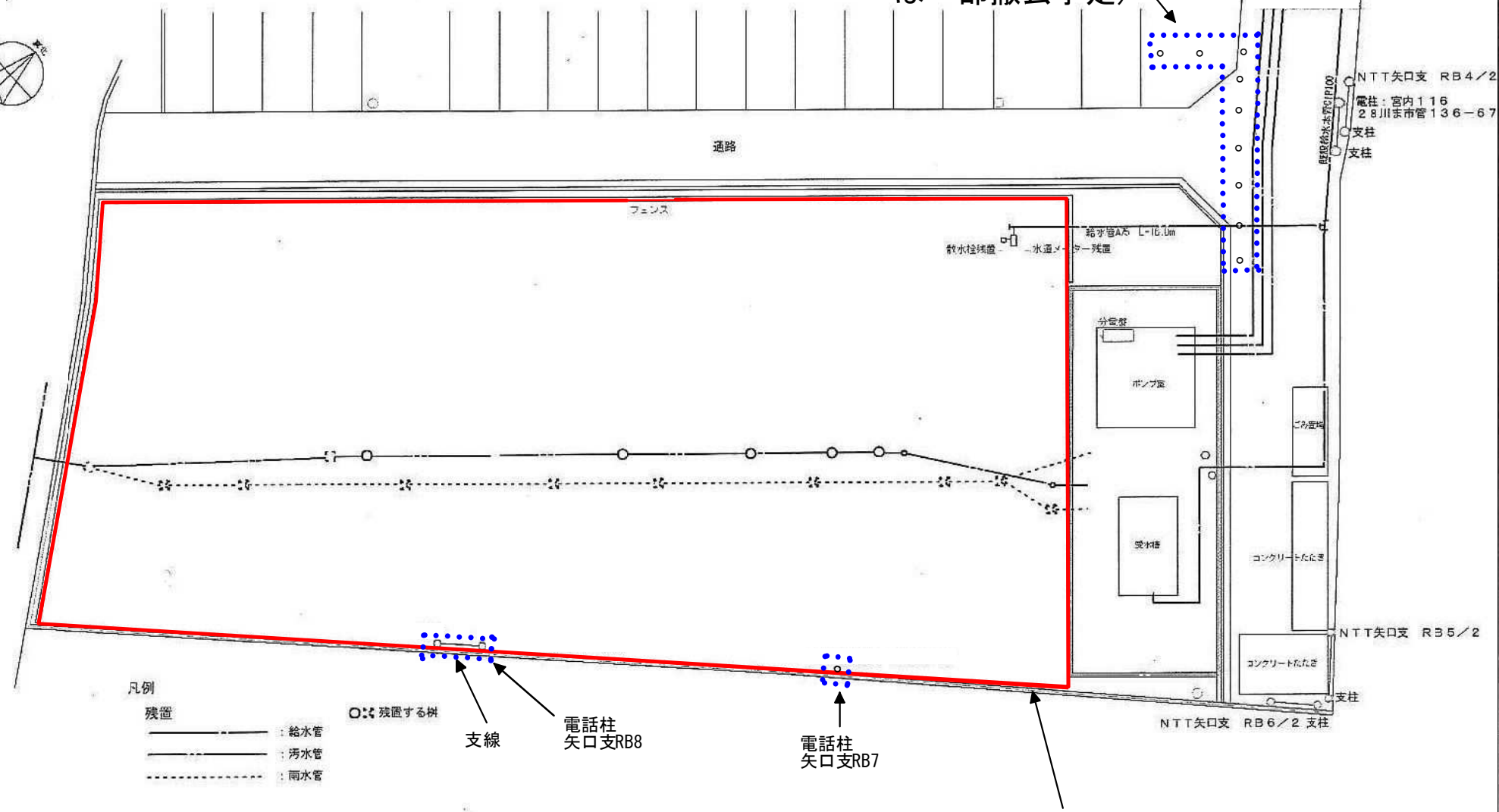
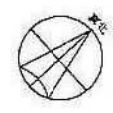
物件現況図について

- 物件現況図は、一時貸付物件の概要を把握するための参考資料ですので、現地の現況及び利用制限等については、応募者が十分な調査、確認等を行ってください。現地調査を行う場合は、事前に市営住宅管理課まで御連絡ください。

なお、物件現況図は、令和２年４月１日時点の原状です。現在は、第１期の借受者が貸し菜園として運営しています。

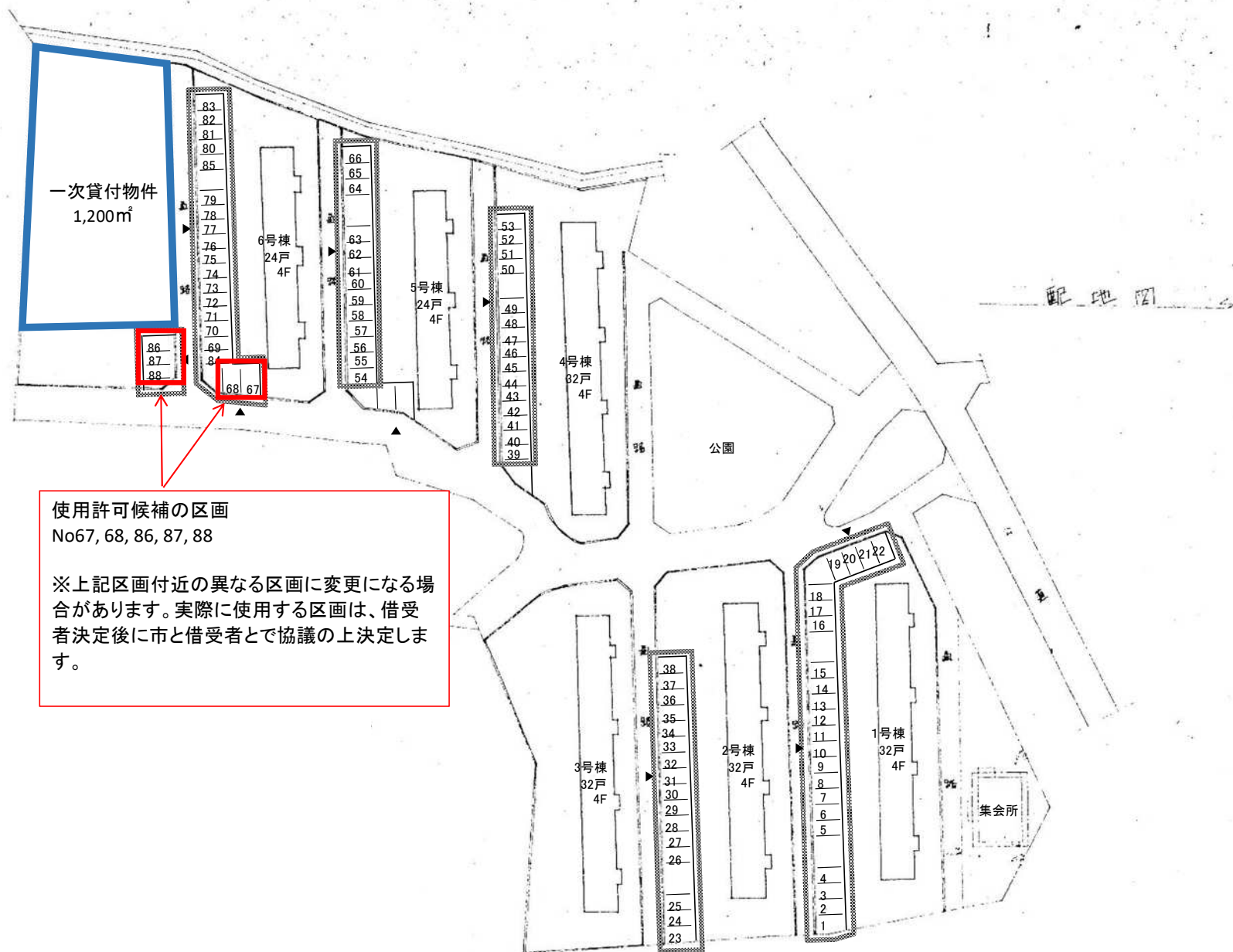
- 一時貸付物件は、市、第１期の借受者及び第２期の借受者で土地の原状回復に関する協議を行い、その内容に応じた状態で貸付期間の初日に引渡します。
- 一時貸付物件は、地下埋設物調査及び土壌調査等を行っておりません。

車止めポール
(開設工事期間中
は一部撤去予定)



一次貸付物件 (1,200㎡)
左記電話柱および支線の設置位置は貸付対象外
(空中を通る支線直下の土地も対象外)

宮内住宅7号棟	川崎市まちづくり局住宅政策部			物件現況図	1:200	日付
	課長	係長	担当			



区	団地コード	住宅名	名称
中原区	3006	宮内	駐車場 配置図

【MEMO】